

令和8年5月12日

市内小中学校保護者の皆様

吉野川市教育委員会

熱中症特別警戒アラート発表時の対応について（お知らせ）

日頃より本市教育行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、令和6年度から、従来の熱中症警戒アラートに加え、熱中症特別警戒アラート（以下「特別警戒アラート」と表記）の運用が開始されています。特別警戒アラートが発表される状況は、広域的に過去に例のない危険な暑さとなっていることが想定されるため、普段心がけている熱中症予防行動と同様の対応では不十分な可能性があります。

このことを踏まえ、特別警戒アラート発表時には、児童・生徒の安全を守る対策を徹底するため、次のとおりの取扱いといたします。

保護者の皆様におかれましては、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1 特別警戒アラート当日の対応

○市立小中学校は原則臨時休業とします。

○土日祝日及び長期休業日の学校行事及び部活動等も原則中止とします。

※ただし、徳島県教育委員会が主催者となっていない各種大会、発表会等への参加については、会場等までの行き帰り及び会場等での熱中症対策が徹底されていることなどを総合的に勘案し、学校長が判断することとします。

2 臨時休業の決定

県内全ての情報提供地点において、暑さ指数（WBGT）の最高値が3.5以上となることが予測される場合、特別警戒アラートは前日午後2時頃に発表されます。

そのため、特別警戒アラート発表に伴い翌日を臨時休業とします。

3 熱中症予防に対する措置判断について

小中学校では、暑さ指数（WBGT）に応じて教育活動の内容を判断しています。「学校における熱中症対策ガイドライン」に基づき、暑さ指数（WBGT）が31℃以上の場合、運動を原則中止とします。児童・生徒の体調や安全等を最優先に考え、判断しています。

4 その他

○翌日の臨時休業や熱中症予防行動等については、各学校より、保護者や児童・生徒にマチコミメール等で周知します。

○児童・生徒の実態に応じて、臨時休業となった場合に備え、各学校において家庭学習課題等の準備をします。

《参考》環境省熱中症予防情報サイト（徳島県）

https://www.wbgt.env.go.jp/graph_ref_td.php?region=09&prefecture=71&point=71106

